

学校法人十文字学園 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人十文字学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第60条の規定に基づき、役員の報酬、賞与、手当及び役員退職金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である理事長、副理事長及び常務理事並びに次号に掲げる職員理事をいう。
- 三 職員理事とは、学園の職員（寄附行為第7条第1項第1号により選任された学長、校長を含む）として、給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- 四 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 五 役員の報酬等とは、報酬、賞与、役員退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金支給規程に基づくものを含まない。
- 六 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(理事長、副理事長、常務理事と職員理事の関係)

第3条 職員理事が理事長、副理事長又は常務理事を兼ねている場合は、本規程において職員理事に関する規定を優先させる。

(報酬等の支給)

第4条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 一 職員理事を除く常勤理事に対しては、報酬、賞与、手当及び役員退職金を支給する。
- 二 職員理事に対しては、職員の給与規程に基づく給与（本俸、賞与及び諸手当等）及び退職金支給規程に基づく退職金のほか、役員退職金を支給する。ただし、就任時に65歳以上の者又は在任中に65歳に達した者は65歳に達した年度の次年度より、役職に関する手当を除いて本規程を適用させ、前号のとおりとする。
- 三 非常勤理事及び監事に対しては、報酬及び役員退職金を支給する。

(報酬額等の算出方法)

第5条 職員理事を除く常勤理事に対する報酬月額、別表1のとおりとし、各理事の号俸は、理事会において決定する。

- 2 監事に対する報酬は、別表2で規定する報酬日額と、年度開始前に理事会に申請した勤務予定日数をもとに算出した金額を、12で除して毎月支払う。ただし、各監事の号俸は、理事会において決定する。
- 3 理事長、副理事長、常務理事又は前条第2項ただし書きが適用される職員理事若しくは監事（第5条中において「理事長等」という）に新たに就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 理事長等が退任し又は解任される場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 理事長等の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 第1項及び第2項の規定のほか、監事、非常勤理事及び評議員（職員である評議員を

除く) に対し、別表 3 の報酬を支給する。支給は毎年 6 月及び 1 2 月の理事会又は評議員会の開催日の 2 回にわけて半額ずつ、その日に当該職に就いている者に対して支給する。

(賞与の算出方法)

第 6 条 職員理事を除く常勤理事の賞与の額は、職員の水準に準じる。ただし、勤勉手当は支給しない。

(手当)

第 7 条 職員理事を除く常勤理事に対する役員手当は、別表 4 のとおりとする。ただし、職員理事が理事長、副理事長又は常務理事を兼ねる場合は、職員としての役職手当の額と比較して高い額を支給する。

2 職員の給与規程が適用されない常勤理事に、通勤手当を支給する。通勤手当は、職員の給与規程の通勤手当に関する規定を準用する。

(役員退職金の支給)

第 8 条 役員への役員退職金の支給にあたっては、職員の退職金支給規程を準用する。ただし、役員退職金の計算及び決定に際し、基礎額、交付率及び附加金については次の各号のとおりとする。

一 基礎額

ア 常勤理事(職員理事を除く)

第 5 条第 1 項で定める報酬月額

イ 職員理事・非常勤理事

別表 3 で定める報酬額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 監事

第 5 条第 2 項で定める支払額と別表 3 で定める報酬額の 2 分の 1 に相当する額とのいずれか高い額

二 交付率

役員であった期間に対する交付率は、都財団交付率又は私大財団交付率のいずれか高い率とする。

三 附加金

附加金は支給しない。

2 理事長、副理事長、常務理事又は第 4 条第 2 項ただし書きが適用される職員理事の期間と、職員理事、非常勤理事又は監事の期間は通算せず、それぞれの基礎額と交付率をもって役員退職金の計算及び決定を行う。

(報酬等の支給方法)

第 9 条 報酬等の計算期間及び支給日並びに支給方法等については、この規程に定めるもののほか、職員の給与規程及び退職金支給規程を準用する。

(費用)

第 10 条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して別表 5 の旅費(交通費、宿泊代、日当及び雑費)を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 11 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 100 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「学校法人十文字学園役員報酬規程」及び「学校法人十文字学園役員退職金支給規程」は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第5条第1項関係)

常勤理事(職員理事を除く)の報酬月額

号俸	報酬月額(円)	号俸	報酬月額(円)
1	600,000	8	1,000,000
2	650,000	9	1,100,000
3	700,000	10	1,200,000
4	750,000	11	1,300,000
5	800,000	12	1,400,000
6	850,000	13	1,500,000
7	900,000	14	1,600,000

別表2 (第5条第2項関係)

監事の報酬日額

号俸	報酬日額(円)
1	10,000
2	20,000
3	30,000
4	40,000
5	50,000

別表3 (第5条第6項関係)

役員及び評議員の報酬額

役員	年額 300,000 円(税込)
評議員	年額 100,000 円(税込)

別表4 (第7条第1項関係)

常勤役員手当(職員理事を除く)

理事長	月額 300,000 円
副理事長	月額 200,000 円
常務理事	月額 200,000 円

別表5 (第10条第1項関係)

役員の旅費

		備 考
交通費		
電車 バス タクシー	実費 普通運賃 特急・急行料金 グリーン料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道における特急・急行料金及びグリーン料金については、片道50km以上の場合に支給する。また、新幹線を利用する場合で、新幹線の乗車距離が50km以上の場合は新幹線特別急行料金を支給する。 ・ バス賃は、最寄駅から目的地までの距離が概ね2km以上である場合に限り支給する。 ・ タクシーは、最寄駅から目的地までの距離が2km以上で他に公共交通機関がない場合とする。
汽船	実費	・ 特等の普通運賃を限度とする。
航空運賃	実費	・ ビジネスクラスの普通運賃を限度とする。
宿泊代		
国内	実費	・ 30,000円を上限とする。
国外	実費	・ 50,000円を上限とする。
日当		
国外	10,000円	
雑費		
外国出張における入出国税及び空港施設利用料、海外傷害保険等		